

札子企第 10119 号
令和 3 年(2021 年) 6 月 18 日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

**まん延防止等重点措置の適用に伴う
児童クラブ利用者に対する家庭保育の協力依頼について**

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。札幌市では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、これまで保護者の皆様に可能な範囲で家庭での保育にご協力いただくよう、お願いしてきたところです。

このたび、6月20日(日)で緊急事態宣言は解除されることとなりましたが、札幌市については医療体制の逼迫が続いていることなどから、まん延防止等重点措置への移行が決定されました。

つきましては、引き続き、可能な範囲で家庭での保育にご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

記

1 家庭保育のお願いについて

引き続き、札幌市へのまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間(本通知発出時点で7月11日(日)まで)、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護などで保育が必要な方におかれましては、引き続きご利用の児童会館又はミニ児童会館で保育を行います。

2 7月分延長時間帯利用料について

現在、7月の延長利用のお申し込みをされている方のうち、7月の利用を取りやめることとされた方につきましては、当月分の利用料の請求を停止いたしますので、6月末日までにご利用の児童会館・ミニ児童会館でお手続きいただきますようお願いいたします。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係 (Tel011-211-2989)